

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)									国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区	386	自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和	平成7年6月13日付け自旅第138号各地方運輸局長・沖縄総合事務局長あて運輸省自動車交通局長通達4(1)1)に規定する2年以上の他車種でのレンタカー事業経営実績要件の緩和	自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和	国土交通省自動車局旅客課	道路運送法第80条第2項	F	平成24年10月末	平成24年7月末までに自動車運送事業経営類似行為防止に係る代替措置等の検討及び関係者との調整を実施予定。 平成24年8月、上記調整等を結果を踏まえ、パブリックコメントを実施予定。 平成24年10月末までに、パブリックコメントを踏まえ、通達改正、各運輸支局による公示の改正及び関係者への周知を行った上で実施予定。	自治体が提案する自家用マイクロバスの貸渡し許可基準等については、道路運送法及び平成18年3月30日付け国自旅第286号「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」において、自動車運送事業経営類似行為の防止の観点から「現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者については、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、届出前2年間において車両停止以上の処分を受けていないこと。」を特例として規制しているものである。 一方、提案の基準を緩和とした場合、制度の根幹である自動車運送事業経営類似行為の防止に係る代替措置を検討、関係者との調整を行い、これを踏まえパブリックコメントを実施の上、通達改正及び各運輸支局における公示改正を行う必要がある。		a				

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの  
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等に対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応			
持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区	386	自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和							F	国土交通省は、自治体が要望する自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和について、実現に向けて平成24年7月末までに、自動車運送事業経営類似行為防止に係る代替措置等の検討及び関係者との調整を実施、平成24年8月には、その結果を踏まえパブリックコメントを実施、平成24年10月末までに、パブリックコメントを踏まえ、通達改正、各運輸支局による公示の改正及び関係者への周知を行う予定であり、自治体も了承したことから協議終了。但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は国土交通省と改めて協議を行うこととする。	I